

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 14 日

静岡県知事

川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県菊川市加茂1131番地

氏 名 川崎工業 株式会社

取締役社長 川崎 康司

電話番号 0537-36-5123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

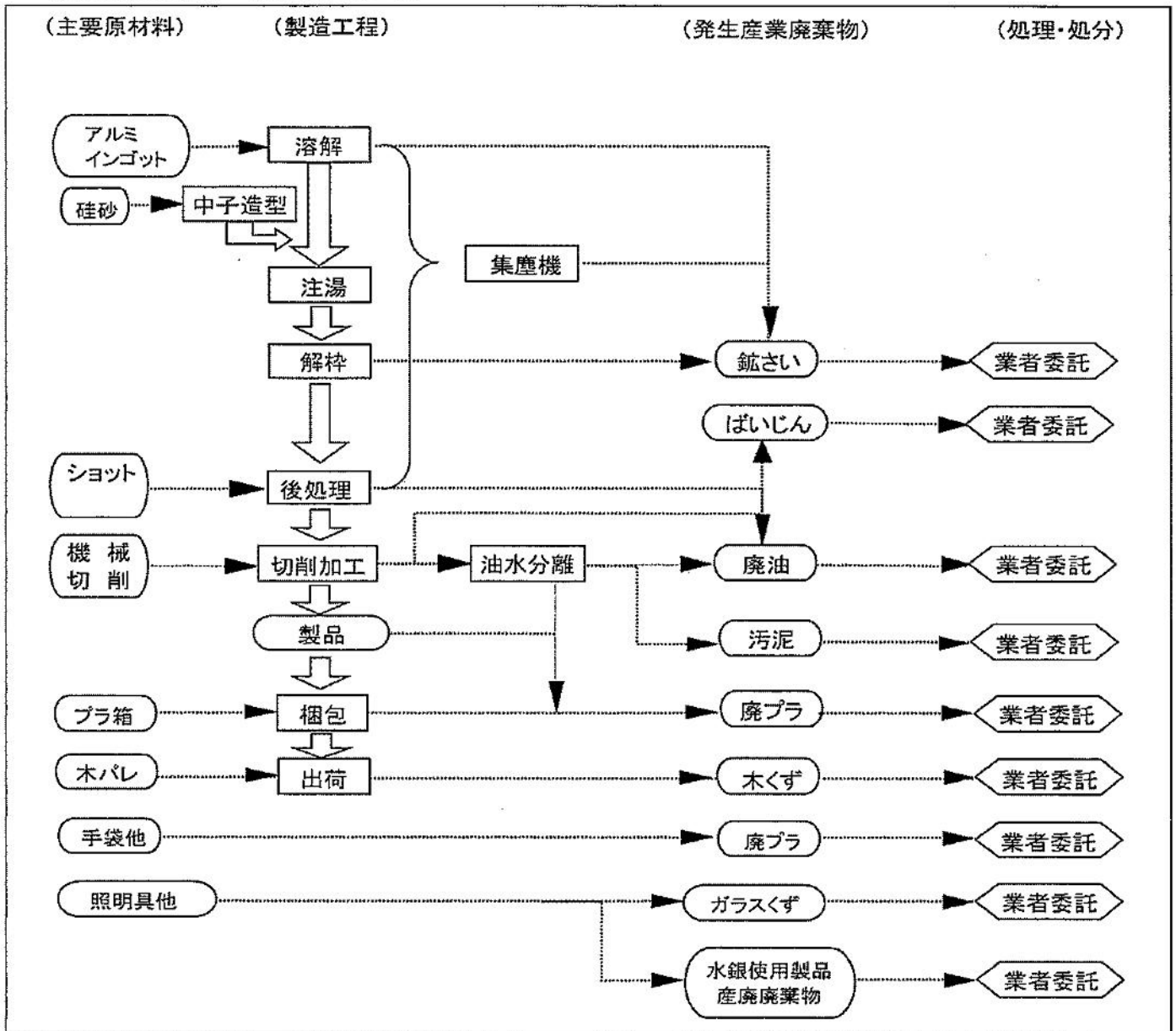
事業場の名称	川崎工業株式会社 本社菊川工場
事業場の所在地	静岡県菊川市加茂1131番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 107億円
③ 従業員数	488名（正社員352名、それ以外の従業員136名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1添付

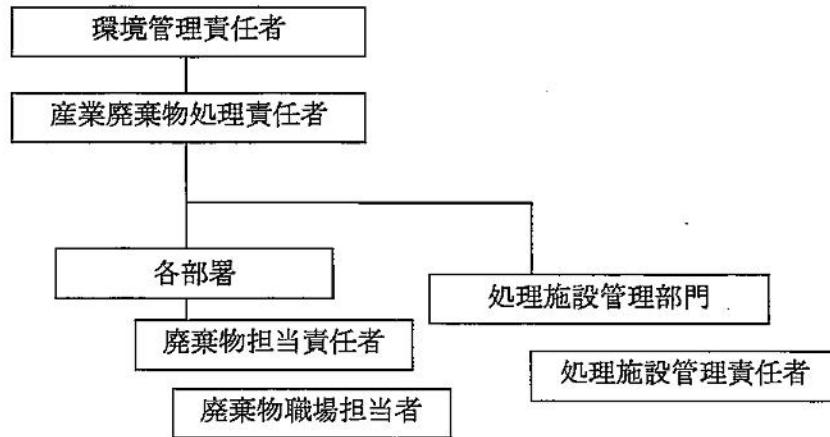
別紙1

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 一般鋳さいの中に再生度の高い鋳さい（シェルガラ）が多く含まれているためこれを分別し再利用につなげた。	
②計画	【目標】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 鋳さいになるシェルガラ（中子）を薄肉化し発生の抑制を図り、廃油・汚泥はその主原因である漏油・漏水・飛散を防止する対策を施していく。また、不良対策により不要な鋳さい（シェルガラ）の発生を減少させる対策を実施していく。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳さい、廃油、汚泥、廃アルカリ、廃プラ類、木くず、ガラス・陶磁器くず、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯・電池類）、ばいじんなど少量品もこまかに分別処理する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) リサイクルステーションを設け、業者別、廃棄物別の箱を用意する。できる限り細分化した分別とし社外業者による再生利用化を図る。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】 該当品目なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】 該当品目なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】 該当品目なし	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 鉾さいのうちシュルガラは焼成により再生利用な為不純物を取り除く取組と薄肉化や歩留まり向上の取組。廃油については漏湯、漏水を止めるための取組と飛散、漏れ防止の取り組みを実施した。	

②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>不良対策等の実施により歩留まりを向上させ生産量に見合った適正な発生量とし、分別の徹底、再利用化可能な社外処理業者を選択し委託変更をしていく。また、優良認定処理業者への処理委託量を増やしていく。</p>			
※事務処理欄			



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。